

中 総 第 1 8 号
令和元年6月4日

中津川市個人情報保護審査会 会長

中津川市長 青山節児

諮 問 書

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第6条第3項第7号及び第7条第1項第4号の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

諮問第1号

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を収集し、保有又は利用することについて

諮問第2号

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を目的外利用することについて

諮問第3号

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を外部提供することについて

事務局	中津川市総務部総務課 稲熊
電話	0573-66-1111 内線 441
FAX	0573-66-0634
Mail	gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp

諮問第 1 号

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報収集し、保有又は利用することについて

1 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

2 諮問案件の詳細

国において福祉又は経済施策における金銭等の給付等の実施が行われ、施策の対象となる者に当該施策を周知するため、又は施策の対象者から除外するために国、県又は他の市町村等から、個人情報を本人の同意なく収集し、保有又は利用する必要がある。

上記の場合において、次の条件をすべて満たす場合は、個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 7 号に基づき、公益性を認められたい。

- 1 当該施策を中津川市が実施しないことによって中津川市民等が不利益を受けることが明らかである場合、全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合
- 2 当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められる個人情報を保有又は利用する場合
- 3 当該個人情報の本人又は第 3 者の権利利益を不当に害するおそれがない場合

3 業務の目的

福祉又は経済施策を適正に実施し、市民の福祉の増進を図る。

4 根拠資料等

- ・中津川市個人情報保護条例（平成 11 年中津川市条例第 17 号）

諮問第 2 号

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を利用することについて

1 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

2 諮問案件の詳細

国において福祉又は経済施策における金銭等の給付等の実施が行われ、施策の対象となる者に当該施策を周知するため、又は施策の対象者から除外するために、市の実施機関内において本来その個人情報を利用する事務の目的達成に必要な範囲を超えて利用する必要がある。

上記の場合において、次の条件をすべて満たす場合は、個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 4 号に基づき、公益性を認められたい。

- 1 当該施策を中津川市が実施しないことによって中津川市民等が不利益を受けることが明らかである場合、全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合
- 2 当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められる個人情報を目的外に利用する場合

3 業務の目的

福祉又は経済施策を適正に実施し、市民の福祉の増進を図る。

4 根拠資料等

- ・中津川市個人情報保護条例（平成 11 年中津川市条例第 17 号）

諮問第3号

国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を外部提供することについて

1 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

2 諮問案件の詳細

国において福祉又は経済施策における金銭等の給付等の実施が行われ、施策の対象となる者に当該施策を周知するため、又は施策の対象者から除外するために、国、県又は他の市町村等へ、個人情報を提供する必要がある。

上記の場合において、次の条件をすべて満たす場合は、個人情報保護条例第7条第1項第4号に基づき、公益性を認められたい。

- 1 当該施策を中津川市が実施しないことによって中津川市民等が不利益を受けることが明らかである場合、全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合
- 2 当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められる個人情報を国、県又は他の市町村等へ提供する場合

3 業務の目的

福祉又は経済施策を適正に実施し、市民の福祉の増進を図る。

4 根拠資料等

- ・中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）